令和8年8月受付分　公表

番号	件　名	市民の声（要旨）	市の回答	
1	粗大ゴミについて	親が高齢になり、施設入所を見越して帰省時に一緒に断捨離中ですが、松阪市は粗大ゴミの回収は自分の車でクリーンセンターに搬入か、業者に依頼しか方法がないようでびっくりしています。 ほとんどの自治体は有料の粗大ゴミシールを事前に購入し、シールをつけて月1回の収集日にゴミステーションに出せる自治体が多いです。事前に電話したら一世帯3点まで取りに来てくれる自治体もあります。 父は独居で一緒に住んでないので、業者に頼んだ時に他の物も持って行かれないかと心配でなりません。粗大ゴミを運べる車や市内に同居している子がいるとは限らないので、月1回、粗大ゴミの日も作っていただきたいと思います。 ゴミステーションでの粗大ゴミ回収も検討していただきたいと思います。 リサイクルも大事ですが、捨てられない大型ゴミの中で、転倒の危険と隣り合わせの環境はよくないと思います。	まず、松阪市としての粗大ごみ回収の対応について、現時点では実現が難しいことをお知らせ申し上げます。ご不便をおかけし、大変申し訳ございません。 現状の市の予算や人員体制を踏まえますと、粗大ごみ回収の新たな取り組みは厳しい状況にあることをご理解いただければ幸いです。 松阪市におきましては、松阪市クリーンセンターへのごみの直接持ち込みを受け付けておりますので、粗大ごみにつきましても、お持ち込みいただけると処理が可能です。レンタカー等を利用しての持ち込みも可能です。受入日は平日(月曜～金曜)8時30分～12時、13時～16時30分の受付となっております。年末年始は除きますが、月曜日及び水曜日の祝日および第3日曜日も利用することができます。ご家庭でお使いのものに関しましては、一度の持ち込みで持ち込み重量が100kg以下の場合は手数料無料、100kgを超えると10kg毎に150円ずつ手数料加算となります。詳しくはホームページにてご確認ください。 また、既にご存じかと思いますが、ご自身での持ち込みが難しい場合、松阪市がごみの収集運搬許可を出している一般廃棄物収集運搬業者へ依頼していただく方法が考えられます。 許可業者一覧に関して、ホームページに記載がございますのでご参照ください。 ごみの収集運搬を許可業者に依頼する場合、料金は各社で異なるため、2～3社のお見積りを取得していただき、ご検討の上、依頼していただくことをお勧めいたします。ご希望に添えず大変申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。	清掃事業課 （電話：53-4470）
2	松阪みんなの商品券について	「松阪みんなの商品券」の購入引換券が届きましたが、この仕組みには大きな問題があるのではないでしょうか。 5,000円で8,000円分買えると言えばお得に聞こえますが、今まさに物価高で困窮し、最初の5,000円すら出す余裕がない家庭はどうするのですか？ 結局、手元の資金に余裕がある人だけが得をして、本当に支援が必要な低所得世帯や厳しい家庭が切り捨てられる仕組みになっています。 これで本当に「生活支援」と言えるのでしょうか。「お金がある人だけがさらに得をする制度」になっていませんか？ 「みんなの商品券」と名乗るのであれば、一部の人しか買えないかたちではなく、全世帯への直接給付や負担なしで使えるクーポンの配付など、生活に困っている全ての市民が等しく救われる対策に切り替えてください。改善を強く求めます。	国からの交付金を活用した物価高騰対策支援につきましては、今回さまざまな支援方法の中から検討を行いました。その中で、市内の事業所・店舗への支援と共に家計支援の双方を備えたプレミアム付き商品券の発行が、地域経済の活性化に最も有効な事業であると判断し、実施を決定したものとなります。商品券を市民の皆さまに購入いただくことで、1冊あたり3,000円のプレミアム分とともに市内対象店舗で必ず使用（消費）されることになりますので、市民の皆さまの消費を喚起するとともに、市内事業者にも売上増などの効果が期待され、結果として市内経済の活性化に寄与するものと考えております。 商品券事業の実施につきまして、このような背景がありますことご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、商品券は令和8年12月18日（金）までの販売期間内であればいつでも購入いただけますので、ぜひ商品券のご利用も検討いただけますと幸いです。 一方で、ご提示いただきました直接給付形式やクーポン券の配布といった方法につきましては、今回実施方法を切り替えることはできかねますが、今後の商品券事業実施に際しての貴重なご意見として承ります。	商工政策課 （電話：53-4361）
3	病児保育について	新型コロナウイルスが5類になりましたが、松阪市の病児保育はまだ受け入れはできないのでしょうか？	新型コロナウイルス感染症は潜伏期間が長いことに加え、症状が出る前や無症状の方であっても周囲に感染させる可能性があるという特徴があります。 そのため、万が一保育中に職員が感染した場合、無症状期に他の病気でご利用されているお子さんに感染を広げてしまう恐れがあり、さらにそこから周囲に広がる可能性もあります。施設とも相談し、安定した施設運営を維持するという観点から、大変心苦しい判断ではございますが、現状では新型コロナウイルス感染症の陽性判定を受けたお子さんのお預かりを見送らせていただいております。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	こども未来課 （電話：53-4083）
4	広報7月号 ICTの特集について	ICTの活用によって、小中学校での学びや授業内容の向上に生かされていることが紹介されていました。新しい事柄を進めていく場合、メリット、デメリットの両面をみることが必要だと思います。 教員、生徒ともに肯定的な意見でしたが、手元にipadがあることで教員のチェックをかいくぐって授業内容以外のサイトや動画視聴、ゲーム等をする子供が増加しているのではないでしょうか。その結果、学力や視力の低下につながることも考えられると思います。 現代社会では、ICTの活用によるメリットは計り知れないものがあると思いますが、ICTの活用による弊害や悪影響についても対応していただきたいです。	児童生徒に貸与しているタブレット端末は、授業や家庭学習などの学習活動における活用を基本とし、市において全校共通の設定を行っています。有害なサイトや学習に関係のないサイト等については、フィルタリングにより閲覧を制限する設定とするとともに、各校において端末の使用目的や利用上のルールを児童生徒と共有し、情報モラルや適切な活用方法について学ぶ機会を設けています。 授業での端末活用については、常に画面を見続けるものではなく、話し合い活動や教科書の音読など、従来の学習活動と適切に組み合わせながら実施しています。また、健康面にも配慮し、適切な姿勢や画面との距離、休憩の取り方について継続的に指導しています。 ICTの活用に当たっては、利便性や学習効果だけでなく、健康面を含めた課題についても十分に考慮することが重要であると認識しています。いただいたご意見も踏まえながら、引き続き児童生徒が適切に端末を活用できるよう努めてまいります。	子ども支援研究センター （電話：26-1900）
5	生活支援！松阪みんなの商品券の参加店舗紹介ページについて	ホームページ上で参加店舗の紹介は50音別に掲載されているだけですよね。 津市のように、エリアや業種別に掲載されてるわけでもなく、大変探し辛いです。 もっと探しやすく変更できませんか？	ホームページ「生活支援！松阪みんなの商品券参加店舗」一覧ページにつきましては、お問い合わせの通り50音別での掲載となっております。店舗検索に際してご不便をおかけしておりますが、現時点で参加店舗一覧ページの改修は難しい状況となりますこと、ご理解賜りたくお願い申し上げます。一方で、ご提示いただきました津市の参加店舗一覧ページおよび今回のご意見につきましては、今後の商品券事業実施に際しての貴重なご意見として承ります。 なお、店舗検索にあたり、「地図で表示」をクリックいただくことで、地図上に参加店舗一覧が表示され、業種を選択し絞り込み検索を行うことが可能です。また、「全店舗一覧（50音別）」をクリックいただいた場合、検索バーが表示されますので、そちらに店舗名の一部をご入力いただくことで、当該店舗が参加店舗であるか確認可能ですので、ご利用いただけますと幸いです。	商工政策課 （電話：53-4361）

令和8年8月受付分　公表

番号	件　名	市民の声（要旨）	市の回答	
6	（無題）	指定ごみ袋にかかる臨時措置が7月末で終了となりましたが、もっと続けるべきです。 このごみ袋は行政が義務付けているもので、市民が望んでしたものではないはず。 こういう情勢の中ではまだ見通しがつかない状況ですので、競争安定供給や価格自由競争とか言っておらず、ある程度は進言介入しないと便乗値上げ等を見過ごすことになりかねません。 現状をふまえ、情勢が落ち着くまで延期してください。それが行政の責務です。	松阪市ではもやすしかないごみにおいて、指定ごみ袋制を平成23年度より導入しております。 指定ごみ袋は市が袋の規格（大きさ、形状、厚さ、種類、色等）を定め、その規格にあった袋の製造、制作販売等を行う事業者を市が認定していますが、市場で自由販売してもらうもので、価格に関して市が介入することはありません。 今年、5月27日から7月末まで指定ごみ袋の臨時措置を実施しました。これは、中東情勢が不安定となり、市内小売店等において指定ごみ袋が品薄または品切れが続いたことにより、このままではもやすしかないごみの廃棄において、市民の皆さまの生活に支障が生じることから、安定的に供給されることが確認できるまで時限的に行いました。なお、市場調査の結果、市内小売店で安定的に供給されていることを確認したことから、7月末をもって終了したものです。最近、指定ごみ袋が値上がりしたことは承知しております。しかし、限られた資源を再利用する必要もあり、もやすしかないごみかそうでないのかを分別する手段として、また、市民の皆さまと市の共通ルールとして、指定ごみ袋制としていることにつきまして、ご理解いただきますよう、お願いします。	清掃事業課 （電話：53-4470） ※指定ごみ袋の臨時措置について 清掃施設課 （電話：36-0975） ※指定ごみ袋制について
7	こども医療費助成制度の現物給付対象拡大についての要望	現在、小学生以上は医療機関で一旦医療費を支払い、その後、医療機関から市への申請を経て助成を受ける償還払いとなっていますが、現物給付の対象を小学生以上にも拡大していただきたいです。 私の子供の受診分について、医療機関から市への申請が漏れていたために返金されていないことに気付き、医療機関へ問い合わせました。その際、2回分の申請漏れが判明しました。その後も返金されなかったため、再度問い合わせたところ、再び手続きがされていないことが分かりました。「確実に手続きする」と説明を受けたにも関わらず、半年経過しても返金されず、手続きがされていなかったことが分かりました。 同じ医療費助成について、申請漏れが判明するということが繰り返され、その度に医療機関へ連絡し、手続き状況を確認しなければなりませんでした。これは個別の医療機関の事務上の問題でもあり、医療機関側にも改善していただきたい点はあります。 しかし、利用者からすると、医療機関が市へ申請を行ったかを自分で確認する手段がなく、申請が適切に行われていることを前提として待つしかありません。 特定の医療機関を批判したいのではなく、今回の経験を通して、医療機関に手続きを委ねる現在の仕組みについて、改善の余地があるのではないかと感じました。そこで、現在の現物給付について、小学生以上への対象拡大を要望します。現物給付であれば医療機関から市への申請状況を保護者が何度も確認する必要がなくなり、申請漏れによる助成の遅延や、保護者の時間的・精神的な負担も減らせると考えます。実際にこのような事例があったことを受け止めていただき、今後の制度改善についてご検討ください。現物給付への変更が現時点で難しい場合には、その理由や課題についてもお聞かせいただければと思います。	お子様の医療費助成をめぐり、度重なる医療機関への確認やお手続きなど、多大なるご負担とご心痛おかけいたしましたことを、心よりお詫び申し上げます。 本来であれば安心して子育てができるべきところ、こうしたご苦労をおかけしましたこと、市としても重く受け止めております。 さて、現在、小学生以上のお子様を対象に実施しております「償還払い（医療機関の窓口で一度お支払いいただき、後日市から助成する方式）」から、窓口負担のない「現物給付」への対象拡大についてのお尋ねがございました。 現物給付の導入につきましては、受診機会の増加に伴う市の財政負担の急増への懸念などがございます。 そのため、現時点において、小学生以上への現物給付の拡大は予定しておりません。 ご希望に沿うことができず、誠に心苦しい限りでございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 一方で、今回のような何度も申請手続きをお願いしているにもかかわらず一向にデータが送られてこないといったご事情がある場合には、本来原則としてお願いしている「医療機関からの申請データに基づく助成」だけでなく、お手元の領収書を市へご提出いただくことで、個別に対応・助成のお手続きを進めさせていただくことも可能でございます。 もし現在もまだお手続きが完了されていない分がございましたら、これ以上のご負担やご不安を抱えさせないためにも、お手数ですが直接、保険年金課福祉医療係までご相談いただけますと幸いです。速やかに対応させていただきます。	保険年金課 （電話：53-4046）
8	市役所職員の公用車について	先日の千葉県での大雨被害について、ニュース等で豪雨により道路上で車が水没し、動かなくなるという映像を多数見ました。 市役所の方々も台風や大雨の時、道路や河川の状況を確認しに行かれていると思うのですが、その際は車高の高い車を使用されているのでしょうか？普段すれ違う公用車は、ほとんどが軽バンですが、大雨などの有事の際も車高の低い車なのでしょうか？ もし、公用車に災害時用の車が無いのであればぜひ導入をお願いいたします。	災害時の公用車についてですが、松阪市では、車高の高いSUVタイプの道路パトロール車を所有しており、台風や大雨の道路・河川確認に活用しております。 職員の安全を最優先に考え、適切な車両での巡回を実施しています。 又、巡視にあたっては、冠水している道路や、道路端部が視認できない道路へ進入することのないように職員へ指導を行っています。	建設保全課 （電話：53-4152）
9	中部台テニスコートの駐車場とコート間のフェンスについて	中部台テニスコートの駐車場は、土日などは利用者が多く、すぐ満車となります。 おもいやり駐車場の枠が1つありますが、これまで利用している人を見たことがありません。おもいやり駐車場を無くすことは難しいとは思いますが、実際の利用率を考えると非常にもったいないスペースだと感じるため、一般の利用者も駐車可能で必要とする方が駐車に来た場合は移動を必須とするなど、有効な利用ルールを設けていただけると良いと感じます。 また、コートの区切りがAB、CD、EFとなっていますが、例えば2面を仲間内で使いたい時、利用状況によってD，Eなど区切りを超えた2面となることがあります。 そこで、阪内川テニスコートのように区切りとなっているフェンス自体にも扉を付けていただくと、横移動がスムーズになり、多くの利用者が喜ぶと考えます。 あと、コート利用料のキャッシュレス決済も是非導入していただきたいです。	おもいやり駐車場でございますが、公共施設においては設置が義務付けられており、体育館前等にも設置をしております。たとえ利用度が低くても、いざ利用されたい方が利用できない状況であると困ってしまいます。必要な人が安心して外出できるようにするための仕組みであることのご理解をお願いいたします。混雑時は、第3または第4駐車場のご利用をお願いいたします。 コート間のフェンスへの扉の設置につきましては、現時点は検討しておりませんが、必要性に応じ、対応していきたいと考えております。 また、コート利用料のキャッシュレス化につきましては、早期導入の予定はございませんが、数年後の次期予約システム改修時での導入を検討しております。	中部台管理事務所 （電話：26-7155）
10	プラスチックごみの出し方について	プラスチックのごみ出しで、食品トレイを混在させた出し方が目撃されています。 町内で分別を推奨したいと思っていますが、プラスチックごみに食品トレイ（発泡）を混在して出した場合の大きなデメリットがもしあれば、ご教授お願いします。	プラスチック容器・袋と白色トレーを混在して出した場合大きなデメリットはありません。 ただし、白色トレーは「トレーからトレーへ」何度も生まれ変わる貴重な資源ですので、 プラスチック容器・袋と分けて、資源回収日に白色トレー単一で出していただくほうが資源循環としては望ましいものと考えます。今後とも適正なごみ・資源物の分別回収にご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。	清掃事業課 （電話：53-4418）